

# イノベーション人材育成事業業務委託に係る企画提案募集要項

## 1 趣旨

企業を取り巻く経済状況を見ると、あらゆるビジネス場面でデジタル技術の活用が求められており、技術革新の進展や企業競争の激化といった変化が急速かつ広範囲に生じている。

社会変化はこれまでの経営者や労働者が培った経験・能力・スキルを超えることが多く、労働者の変化への対応として県内企業等のデジタル化・DXを進めていくに当たり、DXへのポジティブな姿勢とデジタルを活用した課題解決の思考力・実行力を育成し、企業内でデジタル技術の活用を推進していく人材育成への支援が必須となる。

このため、社会人向けDX講座を実施することとし、その企画運営に係る委託の受託事業者を公募型企画提案方式により選定する。

## 2 業務内容等

### (1) 委託業務名称

イノベーション人材育成事業

### (2) 業務内容

別紙「イノベーション人材育成事業業務委託契約書」（以下、「契約書」という。）及び「イノベーション人材育成事業業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりとする。

### (3) 契約期間

契約締結日から令和6年1月31日まで

### (4) 委託料上限額

金10,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

この金額は、契約予定額を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものである。

## 3 企画提案の参加資格

資格者は、次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年3月8日山梨県告示第67号）に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿に登録されている者又は契約までに名簿に登録見込みの者であること。
- (5) 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

## 4 契約形態

公募型企画提案方式により、企画提案について審査のうえ、最も優れた評価を得た者と随意契約により委託契約する。

## 5 選考日程等に関する事項

### (1) 事務局

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県産業労働部労政人材育成課

電話 055-223-1567 FAX 055-223-1564

メールアドレス rosei-jin@pref.yamanashi.lg.jp

### (2) 日程

- |               |                  |
|---------------|------------------|
| ① 募集要項等の交付開始  | 令和5年7月21日(金)     |
| ② 質問の受付期限     | 令和5年7月31日(月)午後5時 |
| ③ 企画提案書等の提出期限 | 令和5年8月14日(月)午後5時 |
| ④ 審査結果通知      | 令和5年8月下旬         |

### (3) 募集要項等の交付

山梨県ホームページからダウンロードすること。

(<https://www.pref.yamanashi.jp/rosei-jin/index.html>)

## 6 質問及び回答

### (1) 提出書類

企画提案質問票(様式第5号)

### (2) 提出期限及び方法

令和5年7月31日(月)午後5時まで

事務局(rosei-jin@pref.yamanashi.lg.jp)あて、電子メールで送信すること。

また、件名を「イノベーション人材育成事業業務委託企画提案公募に関する質問」とし、電話にてメールの受信確認を行うこと。

### (3) 回答方法

質問に対する回答は、令和5年8月3日(木)までに質問者へ電子メールで送付するとともにホームページに掲載する。

### (4) その他

電話や口頭での質問には応じない。ただし、質問書の内容に疑義が生じた場合は、質問者へ問い合わせる。

## 7 企画提案書の提出

### (1) 提出書類

- ① 企画提案参加申込書(様式第1号)
- ② 誓約書(様式第2号)
- ③ 会社概要等整理表(様式第3号)

- ④ 受託実績整理表（様式第4号）
- ⑤ 企画内容書（A4判、様式は任意、表紙を添付すること）  
別添「審査基準」の項目3～7の内容を最低限盛り込むこと。
- ⑥ 業務工程表（様式は任意）
- ⑦ 経費見積書（様式は任意）  
見積額は「一式」ではなく、項目ごとに記載すること。

(2) 提出部数

企画提案書を書面で正本1部、副本6部（いずれも散逸しないよう1部ずつ綴ること）、企画提案書（①～⑦）のファイル（正本のPDF形式）を格納したCD-Rを1部、それぞれ提出すること。

(3) 提出方法及び期限

提出先：山梨県甲府市丸の内1-6-1 別館3階 産業労働部労政人材育成課

期限：令和5年8月14日（月）午後5時必着

※直接持参又は郵送。（受付時間：午前9時～正午、午後1時～5時（土日祝日を除く））

(4) その他

- ① 提出された企画提案書類等は返却しない。
- ② 一度提出した企画提案書等は、これを書き換え、差し替えまたは撤回をすることができないものとする。

## 8 委託候補者の選定方法等

(1) 選定方法

- ① 山梨県に設置する審査委員会において企画提案内容の書類審査を行い、得点の最上位者を契約締結候補者とする。ただし、総得点が最上位であっても得点が著しく低い審査項目がある場合は、選定しないことがある。
- ② 審査のポイントと配点は、別添「審査基準」のとおりとする。

(2) 審査結果等

- ① 契約締結候補者決定後、速やかに企画提案書の提案者全員に文書で通知する。
- ② 審査の経過等、審査に関する問い合わせ及び審査結果に対する異議申立てには応じない。

(3) 契約手続き

- ① 契約締結候補者は、選定結果の通知を受領後、業務開始準備を行うものとするが、その後に契約締結ができない事情が生じた場合は、次点となった者を契約締結候補者とする。
- ② 採用された企画提案の実施にあたっては、県と契約締結候補者が業務仕様書を協議し、確定させた上で委託契約を締結するが、企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と併せ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、業務の目的達成のために修正すべき必要がある場合には、県の指示により契約締結段階において契約内容を追加、変更又は削除するものとする。

(4) 契約保証金

- ① 山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109号の2に該当した場合、契約保証金は免除する。

(別添) イノベーション人材育成事業業務委託 企画提案「審査基準」

◆審査項目ごとに5点もしくは10点満点で評価を行う。

- ・非常に優れている／非常に期待できる 5点 10～9点
- ・優れている／期待できる 4点 8～7点
- ・普通／どちらとも言えない 3点 6～5点
- ・やや劣っている／あまり期待できない 2点 4～3点
- ・劣っている／期待できない 1点 2～1点

※配点が10点の項目は5を標準として、1点単位で評価する。

No.	項目	詳細	配点 60点満点
1	業務履行能力	類似業務の実績があり、本業務の遂行に有益な知見を有していると判断できるか。	10
2	実施体制	事業の実施にあたり、実施体制と管理体制が整っており、事業を効果的に実施できる体制が整っているか。 リモート研修の運営体制として、講師・サポート要員等の配置は、十分な体制となっているか。また、通信トラブル等、早急に対応できる体制か。 研修時に個々の参加者の理解度、達成度に応じた的確な指導が出来るよう、サポート要員を配置するなど、習熟するために十分な体制となっているか。	10
3	研修内容	研修内容は、受講者が抱える課題やニーズに合った内容となっているか。 デジタルを活用して課題を解決するための論理的思考法が習得できる内容となっているか。 DXを自分事として捉え、DX化を企画するための意識改革が期待できる内容か。 平易な内容から実践的な内容までを段階を踏んで行うプログラムになっているか。	10
4		受講後に業務とデジタル技術の融合が図られ、企業変化の可視化へとつながるよう、受講者の成長実感を意識したプログラムとなっているか。	10
5		オンラインでの開催方法は具体的であり、効果的なものであるか。	10
6	周知・広報	当該研修に関心を持ち、受講が促進されるような周知・広報内容になっているか。	5
7	経費見積書	必要な費用が適正に見積もられているか。	5